タイトル	家具がガタガタブルブル!						
工種	□ 調 査 🛛 対 策	フェーズ	□ 計画 ⊠ 作業	<b>美</b> 中			
対象汚染物質	第一種特定有害物質、第二種特定有害物質、第三種特定有害物質、油類						
土地履歴	🖂 宅地 🔀 工場跡地 🔀 特定	有害物質使用工場	☑ その他				
説明図							
	近隣民家 コンクリートガラの分別						
作業内容	スケルトンバケットによるふるい分け作	業					
使用機器	バックホウ、スケルトンバケット						
不具合事項							

・スケルトンバケットを装着したバックホウを用いて、汚染土壌とコンクリートガラの分別を行っていた。その作業中、一部の住民より家具が揺れているとのクレームがあった。このため、一時工事を中断することになった。

# 予防措置(計画者、監督者、作業員)

- ・事前に、作業時の近隣への振動の有無を説明する。(計画者)
- ・振動を発生させない工法を検討する。(計画者)
- ・法律や条令等で、敷地の境界線における振動規制値 <sup>1)</sup>が定められている場合があるので、規制基準の遵守を担保するために自主測定を行うことも考慮する。(計画者)

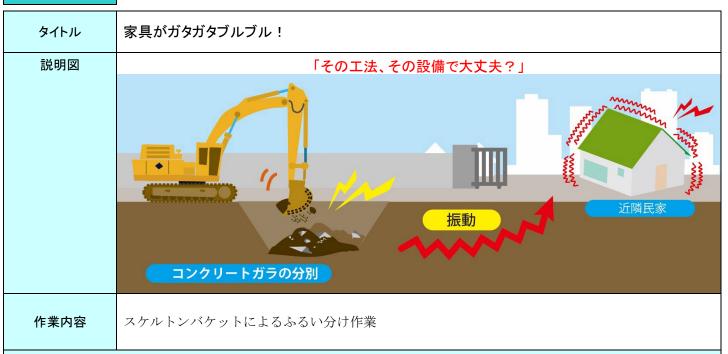
### 応急措置

・苦情があった時点で、作業を中止し作業方法を検討する。(計画者、監督者)

### その他、留意事項

- ・振動発生源が存在する場合、離れた場所であっても住宅が共振する可能性があるので留意する。
- ・住宅ごとに振動しやすい振動数が存在するため、振動レベルが低くても住宅が共振する可能性があるので留意する。
- ・住民に対して、掲示板やチラシ等により作業内容について事前に説明を行う。
- ・住民に対して、挨拶や見回り等によりコミュニケーションを図る。
- ・特定建設作業に該当する場合は、特定建設作業の届出が義務付けられている<sup>1)</sup>ので留意する。(計画者)

	・1)振動規制法				
関連法規等、出典	・建築工事講習災害防止対策要綱(土木工事等編)第1 目的 他				
	・各自治体の条例				
キーワード	振動、近隣、苦情				
発生頻度	□多 □中 □少	重大性	□ 致命的	□ 重 大	図 軽 微



# 指示事項

- ・作業場所の近隣に対し、事前に作業内容の説明を行う。
- ・振動を発生させない工法を検討する。

## 【その他の留意事項】

- ・法律や条令等で、敷地の境界線における振動規制値が定められている場合があるので、規制基準の遵守を担保するために自主測定を行うことも考慮する。
- ・特定建設作業に該当する場合は、特定建設作業の届出が義務付けられているので留意する。

## どんな不具合が起こりうるか?

だから私たちはこうします

# 本日の重点施策 ヨシ!!